（法第十六条の三第三項の厚生労働省令で定める者）

第六条　法第十六条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、保健師助産師看護師法第十九条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する保健師養成所、同法第二十条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する助産師養成所、同法第二十一条第一号に規定する大学、同条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所並びに同法第二十二条第一号に規定する学校及び同条第二号に規定する准看護師養成所の設置者とする。

（法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者）

第七条　法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める者は、法第十五条各号（第五号を除く。）に掲げる業務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県ナースセンターが認める者とする。

（児童福祉法施行規則及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　次に掲げる省令の規定中「介護給付費等審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

一　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の四十七第二項及び第二十五条の二十六第二項

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十二条第二項

（予防接種法施行規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

一　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第十条第一項第三号

二　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第七条

三　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第十二条第一項第五号及び第十四条第二項第三号

四　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第四条第一項第四号

五　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）附則第五条第一号

六　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百十七号）第一条第三項第二号及び第四号

七　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第一条第一項第四号

（生活保護法施行規則の一部改正）

第十一条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第五十四条の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第十条第二項中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第十条の六第二項中「同条第一項」の下に「又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項」を加え、「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改め、「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地」の下に「、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地」を加え、同項第四号中「又は特定介護予防福祉用具販売事業者」を「、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者」に改め、同項第五号中「若しくは第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項」に改める。

第十一条及び第十二条第三号中「若しくは特定介護予防福祉用具販売事業者」を「、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者」に「若しくは特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所」に改める。

第十四条第一項及び第十五条中「第五十四条の二第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第十八条第一項中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第二項中「介護給付費等審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第十一号中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改め、同条第十二号中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改め、同条第十三号中「第八条の二第十七項」を「第八条の二第十五項」に改め、同条第十四号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号イ中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」を「指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に改め、同条第七項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第八項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改め、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十二条第一項第三号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第十四条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十五号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項」に、「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」に改め、「指定介護予防支援事業者等の報告等」の下に「、同法第百十五条の三十三第一項の介護サービス事業者の報告等」を、「指定調査機関等の報告等」の下に「、同法第百十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等」を、「第百八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等」の下に「、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等」を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第三十条の十七第一項」を「第三十条の二十三第一項」に改める。